

# \* 3月中の受理件数 \*

振り込め詐欺 25件  
その他の特殊詐欺 0件

## 特殊詐欺発生月報

平成29年3月中  
熊本県警察本部  
生活安全企画課

### 1 振り込め詐欺

#### (1) 受理状況

番号	発生種別	発生日	受理日	被害額 (約万円)	手段	被害者 性別	被害者 年齢
①	架空請求	平成29年2月24日	2月28日	11	電子マネー	女性	44
②	オレオレ(デパート・銀行協会)	平成29年2月17日	3月2日	キャッシュカード3枚	手交	女性	86
③	還付金	平成29年3月3日	3月6日	50	ATM	女性	75
④	オレオレ	平成29年2月28日	3月7日	400	手交	女性	75
⑤	オレオレ	平成29年3月2日	3月7日	1,000	手交	女性	86
⑥	オレオレ	平成29年3月2日	3月7日	100	手交	男性	88
⑦	融資保証金	平成29年1月23日	3月8日	308	ネットバンキング	男性	49
⑧	還付金	平成29年3月1日	3月9日	100	ATM	男性	85
⑨	架空請求	平成29年2月15日から 3月3日までの間	3月9日	617	電子マネー、手交、宅配便	女性	55
⑩	還付金	平成29年3月13日	3月13日	96	ATM	女性	72
⑪	オレオレ	平成29年3月14日	3月15日	50	ATM	女性	70
⑫	還付金	平成29年3月9日	3月15日	180	ATM	男性	85
⑬	架空請求	平成29年3月10日	3月15日	11	電子マネー	女性	34
⑭	架空請求	平成29年3月16日	3月16日	0	宅配便	女性	55
⑮	還付金	平成29年3月16日	3月17日	25	ATM	男性	79
⑯	還付金	平成29年3月17日	3月21日	200	ATM	女性	73
⑰	還付金	平成29年3月15日	3月21日	200	ATM	女性	71
⑱	還付金	平成29年3月10日	3月21日	92	ATM	女性	77
⑲	還付金	平成29年3月23日	3月24日	41	ATM	女性	73
⑳	還付金	平成29年3月15日	3月27日	200	ATM	女性	72
㉑	還付金	平成29年3月24日	3月27日	50	ATM	女性	69
㉒	還付金	平成29年3月22日	3月29日	250	ATM	女性	78
㉓	還付金	平成29年3月22日	3月30日	50	ATM	女性	74

⑭	還付金	平成29年3月23日	3月30日	300	ATM	男性	76
⑮	還付金	平成29年3月21日	3月31日	94	ATM	女性	69

## (2) 被害の概要

①	被害者の携帯電話に有料動画利用料金未納のショートメールが届き、メールに掲載された電話番号に架電したところ、「未納分と延滞料合計11万円の支払いが必要。プリペイドカードをコンビニ店舗に分けて購入し、番号を教えて支払って」旨言われ、コンビニ2店舗で合計11万円のプリペイドカードを購入し、それぞれ裏面の記号番号を電話で伝え、相当額をだまし取られたものである。
②	被害者方に「●●百貨店」の店員と名乗る男から「あなた名義のクレジットカードを使ってコートを購入した人がいます。不審に思いましたので本人確認をしています。」旨の電話があり、被害者が心当たりがない旨答えると、「警察と銀行協会に連絡しておきます」旨申し立て、その後、銀行協会職員と名乗る女から電話があり、「キャッシュカードが犯罪に利用される可能性があるため、キャッシュカードを廃棄したほうがいい。銀行協会の者が自宅までキャッシュカードを受け取りに行く。」旨言われ、キャッシュカードの口座や暗証番号を聞き出され、その後も警察官と名乗る男からも「犯人を逮捕した」旨の電話があるなどし、その後、自宅に来た銀行協会職員と名乗る男にキャッシュカード3枚を手渡してだまし取られたものである。その後、キャッシュカード3枚が使われ、現金合計98万円が引き出されている。
③	被害者方の固定電話に、県庁の総合医療係の職員と名乗る男から「医療費の返還がある。通知を郵送していたが返信がなかった。医療費の手続きは病院でないとできないので、●●病院のATMに行ってください」旨の電話があり、携帯電話でATMの操作方法の指示を受けながら、ATMを操作し、被害者の口座から被疑者の口座に約50万円を振り込み、だまし取られたものである。
④	被害者方にコーヒー店でアルバイトをする孫と名乗る男から「喉にポリープがあるという説明を受け、気が動転して財布や会社の書類、携帯電話の入った鞆をなくしてしまった。おばあちゃんが持って行つたみたい」旨の電話があり、さらに「1,000万円を用意する必要があるのに、店のオーナーが600万円しか準備できなかったので400万円足りない。おばあちゃん貸してくれないか。」旨金の要求を受け、金融機関で現金400万円を準備し、自宅付近の公園西側路上において、店のオーナーの弟と名乗る男に、現金400万円在中の封筒を手渡し、だまし取られたものである。
⑤	被害者方に「今、病院に来ているけど鞆が盗まれた」旨の電話があり、被害者が甥と思ひ込み、その後「鞆には会社の金や書類、携帯電話を入れていた。書類や金をそろえて弁償しなければいけない。大きな金が必要になったけど、今、お金が用意できないから出して欲しい。いくらなら出せる？」旨言われ、被害者が1000万円準備する旨答え、現金を準備した後、上司の息子が受け取りに行く旨の連絡を受け、自宅付近の路上において現金1000万円入りの紙袋を手渡し、だまし取られたものである。
⑥	被害者方に孫を名乗る男から「喉の調子が悪くて病院に行った。会社の鞆を病院でなくしてしまった。バッグの中には自分の携帯電話や会社のお金、通帳が入っていた。警察には届出をした。」旨の電話があり、翌日、さらに電話があり、「上司がなくなったお金を補填するためにお金を集めている。いくらかお金を出してもらえないだろうか。」旨言われ、100万円を準備する旨答え、自宅付近の路上において、孫の職場の上司と名乗る男に現金100万円在中の茶封筒を手渡し、だまし取られたものである。
⑦	被害者が経営する会社のファックスに融資に関する書類が送信され、被害者が経営する会社の運営資金を融資してもらうため、申込書の関係箇所記入し、2,000万円の融資を申し込んだところ、「契約事務手数料」名目に108万円、「特約担保金」として200万円を2つの個人名義口座に分けて振り込むよう指示され、いずれも自己のパソコンを利用し、ネットバンキングで合計308万円を振り込み、だまし取られたものである。
⑧	被害者方に、市役所健康保険課職員と名乗る男から「5年前の国民保険の還付金がある。手続きは8月までだった。手続きができるようになります。」旨電話があり、その後、無人のATMに行き、銀行コールセンターに電話するよう指示を受け、ATMから架電したところ、コールセンター職員と名乗る男が電話に出て、被害者が携帯電話でATMの操作方法の指示を受けながら操作し、自己の銀行口座から第三者名義口座に約100万円を振り込み、だまし取られたものである。
⑨	被害者の携帯電話に「コンテンツの利用履歴があり、退会確認が取れないため、料金が発生しています」旨のメールが届き、記載された電話番号に架電したところ、未納料金60万円と訴訟料金23万円を要求され、被害者が支払えない旨申し向けると、訴訟料金12万5000円の支払いを要求され、コンビニエンスストアでプリペイドカードを購入し、記号番号を電話で教えるよう指示され、コンビニ2店舗で12万5000円相当のギフト券を購入し、電話で記号番号を教え、相当額をだまし取られたものである。その後、「他にも未納料金が500万円と、訴訟料金が100万円の合計600万円が必要」「返金キャンペーン中であり、払った額の9割は戻ってくる」旨の電話があり、消費者金融からの借金を指示され、消費者金融4社から約484万円を借り入れ、直近の電気店駐車場の自動販売機の下に置くよう指示され、現金を置き、だまし取られたものである。その後もサイト運営会社の社員や弁護士と名乗る男から電話があり、利用料金の未納や訴訟料金等の名目で120万円を要求され、現金120万円宅配便で指定された福岡県内の個人宛に発送し、だまし取られたものである。
⑩	被害者方に総合医療課職員と名乗る男から「高額医療費の返金があり、今日までに手続きをしなければなりません。通帳、カード、携帯電話を持って銀行かATMコーナーに行ってください」旨言われ、自宅近くにある無人ATMに行き、同所から指示された電話番号に架電し、被疑者から指示を受けながらATMを操作し、第三者名義口座に96万円を振り込み、だまし取られたものである。

⑪	被害者宅に次男を名乗る男から「熱があって声がおかしい。携帯電話を洗濯機で洗ってしまった。会社の携帯電話の番号に電話して。」旨の電話があり、翌日、次男を名乗る男から「不倫をして、相手の女性を妊娠させた。女性の旦那から訴えられていて、弁護士費用や示談金として300万円が必要。100万円は自分で用意したから、残り200万円を用意してくれないか」旨要求され、自分で準備できた50万円を自己名義の郵便局口座に振り込み、同口座から第三者名義口座にATMを利用して振り込んで、だまし取られたものである。その後、不審に思い、元々の次男の電話番号に架電し詐欺と判明したものである。
⑫	被害者宅に区役所高齢者医療保健担当職員と名乗る男から「医療費の還付の書類を送っていたが、回答がないので電話した。今日が手続きの締切日。近くの●●病院のATMコーナーに行ってもらいたい。」旨の架電があり、同病院ATMコーナーにおいて、指定された電話番号に架電し、被疑者からATMの操作方法の教示を受けながら操作し、自己名義口座から第三者名義口座に約100万円を送金し、さらに、「次の手続きを行います」旨言われ、同様の方法で、第三者名義口座に約80万円を送金し、合計約180万円を送金し、だまし取られたものである。
⑬	被害者の携帯電話に「有料動画閲覧履歴があり、支払期限を過ぎましたが料金が未納です。本日連絡なき場合、法的手続きに移行します。」旨のショートメールが届き、記載された電話番号に架電したところ、料金11万円を要求され、支払い方法として、コンビニエンスストアでプリペイドカードを購入し、裏面の記号番号を電話で教えるよう指示され、コンビニ2店舗で、プリペイドカード11万円分を購入し、自宅から架電し、裏面の記号番号を教え、11万円相当をだまし取られたものである。
⑭	被害者については、これまでサイト閲覧の利用料金未納でプリペイドカードや現金を自動販売機下に置く、宅配便で発送するなどの方法により、約617万円をだまし取られていた者であるが、さらに、被疑者から裁判の取り下げ費用名目に100万円を要求されたが、架空請求詐欺と看破していたことから、警察官とともにだまされたふりをし、偽紙幣を入れた小包を、指定された福岡県内の住所に宅配便を利用して発送したものである。
⑮	被害者方に県庁総合医療課の職員と名乗る男から「医療費の還付金がある。今日が還付の期日である。今日中に手続きをしてください」旨の電話があり、取引銀行、残高、「997824」の整理番号を告げられた後、ショッピングセンターのATMに行くよう指示され、同ATMに赴き、同所から被疑者に架電し、携帯電話で被疑者からATMの操作方法の指示を受けながら操作し、自己の口座から第三者名義口座に25万円を送金し、だまし取られたものである。
⑯	被害者宅に市役所職員と名乗る男から「あなたと御主人が余計に引かれている医療費があります。金額は3万3,650円ずつです。」旨の電話があり、それぞれの口座や残高、携帯電話番号を聞かれ、手続きのため無人のATMに行くように指示され、ATMに行ったところ、被疑者から携帯電話に架電があり、携帯電話でATMの操作方法の指示を受けながら操作し、被害者及び夫名義口座から、第三者名義口座に約100万円ずつ、合計約200万円を送金し、だまし取られたものである。
⑰	被害者宅に市役所保健課職員と名乗る男から「保険料を多く払っているので還付金があります。」旨の電話があり、「公的な手続きになるので15日しか手続きができない」等言われ、取引口座名等を聞かれ、一旦、断電した後、しばらくして銀行コールセンターの社員を名乗る男から電話が架かり、「熊本駅の新幹線口にあるATMが今回手続きに対応するATMで、午後3時までに手続きを済ませなければなりません」旨言われ、被疑者の電話番号を教えられた後、同ATMに行き、到着後、被疑者の電話番号に電話し、ATMの操作方法の指示を受けながら操作し、約100万円を送金し、さらに、「先程の手続きがエラーになった」旨言われ、さらにATMを操作し、約100万円を送金し、2回にわたり、合計約200万円を送金し、だまし取られたものである。
⑱	被害者方に市役所国民保健課の職員と名乗る男から「保険の払戻金がある。急いで手続きをしなければ処理できなくなる。自動送金で手続きしますので、キャッシュカードを準備してください。銀行の者から電話があります。」旨の電話があり、その後、●●銀行の職員と名乗る男から「手続きを行いますのでスーパーマーケット内にあるATMに向かってください」旨言われたことから、自宅から近いスーパーマーケットで構わないか尋ねたところ、同所でも構わないとのことで、同所に赴いたところ、●●銀行職員と名乗る男から、「行けなくなりましたので、電話で手続き方法を伝えますので、ATMを操作してください。」旨言われ、被疑者から携帯電話でATMの操作方法の教示を受けながら操作し、約50万円を送金し、さらに、「手続きが終了していません。もう一度キャッシュカードを入れてください」旨言われ、同様の方法で、約42万円を送金し、合計約92万円を送金して、だまし取られたものである。
⑲	3月21日、被害者方に市役所国民健康保険課の職員と名乗る男から、「高額医療費の還付金がある。後日、郵便局から電話がある。」旨の電話があり、翌日、郵便局の局員と名乗る男から電話があり、さらに、翌日、郵便局員と名乗る男から「●●(スーパーマーケット)のATMに行ってください。担当の女性を向かわせるので指示に従ってください」旨の電話があり、同ATMに赴いたところ、郵便局員と名乗る男から「担当の者が行けなくなった。私の指示するとおりにATMを操作してください。」旨言われ、携帯電話でATM操作の指示を受けながら操作し、被害者名義口座から約20万円を、さらに夫名義口座のキャッシュカードをATMに挿入するよう指示され、同様の方法で、夫名義口座から第三者名義口座に約21万円を送金し、合計約41万円を送金し、だまし取られたものである。

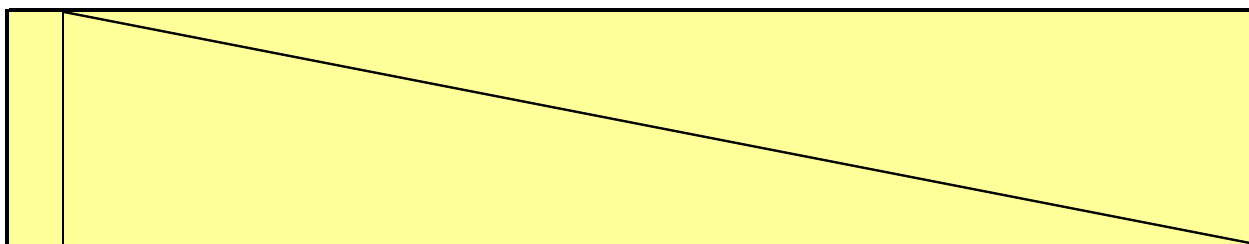
⑳	被害者方に公的機関の職員と思われる男から、「国民健康保険の還付金があります。手続きは本日中に行う必要があります。キャッシュカードを持って●●(ホームセンター)に行ってください。そこで手続きを行います。」旨の電話を受け、同ATMで待ち合わせた後、その後、架電があり「行けなくなった。ATMでの手続きになり、電話で教えます。」旨言われ、被疑者から携帯電話でATMの操作方法の教示を受けながら、ATMを操作し、夫名義口座から約100万円を第三者名義口座に送金し、さらに被害者名義口座も所持している旨申し向けたところ、同様の方法で被害者名義口座からも第三者名義口座に約100万円を送金し、合計約200万円をだまし取られたものである。
㉑	被害者方に市役所国民健康保険課の職員と名乗る男から、「国民健康保険の保険料を多く払いすぎています。今日までが還付の期日。今日中に手続きをしてください。」旨の電話があり、さらに、「口座の通帳とキャッシュカードを持って本日中に機械での手続きをしなければいけません。●●(ショッピングセンター)にしか手続きができるATMはありません。」旨言われ、タクシーで同ATMに行き、被害者の携帯電話に架かってきた被疑者からの電話で、ATMの操作方法の教示を受けながら、ATMを操作し、被害者名義口座から第三者名義口座に約50万円を送金して、だまし取られたものである。
㉒	被害者方に市役所後期高齢者保険係の職員と名乗る男から「制度が変わり、5年分の払い戻しがある。今年度一杯が払い戻しの申請期限である。取引のある銀行はどこか」旨の電話があり、取引のある銀行名を答え、電話を切られたが、その後、しばらくして、銀行職員と名乗る男から、キャッシュカードの所持枚数を聞かれ、「支店は混んでいるので時間がかかる。2枚のキャッシュカードを持って、近くのスーパーマーケットのATMに行ってもらいたい。」旨言われ、同ATMに行き、被疑者から携帯電話に架かってきた電話で、ATMの操作方法の教示を受けながら、ATMを操作し、自己の口座から第三者名義口座に約50万円を送金し、さらに、もう一枚のキャッシュカードを入れて操作するよう指示され、同様の方法で約50万円を送金し、さらに、「夫への還付金もある」旨言われ、自宅に戻り、夫名義の2枚のキャッシュカードを所持してATMに戻り、同様の方法で約100万円と約50万円を送金し、4回にわたり合計約250万円を送金し、だまし取られたものである。
㉓	被害者宅に国民年金課の職員と名乗る男から「国民年金の還付金があります。取引銀行はどこですか」旨の電話があり、被害者が取引銀行名を答えたところ、「銀行から電話がある」旨言われ、電話を切り、その後、銀行職員と名乗る男から「還付金はあなたの口座に振り込まれます。手続きはATM機で簡単にできます。銀行は手続きシステムが一杯なので、●●(ショッピングセンター)に行ってください。」旨言われ、同店併設のATMに行ったところ、被疑者から電話があり「そちらに行かせる予定の行員が行けなくなった。私の言うとおりに操作すれば5分で終わる。」旨言われ、被疑者からATMの操作の指示を受けながら操作し、自己の口座から第三者名義口座に約50万円を送金し、だまし取られたものである。
㉔	被害者方に●●銀行本店の行員と名乗る男から「税金の還付金が4万円あります。ATMで手続きができます。手続きが今日までになっている。すぐにスーパーマーケットのところにATMに行ってください。着いたら電話してください。」旨言われ、同ATMに赴き、相手に架電したところ、電話でATMの操作方法の教示を受けながら操作し、被害者名義口座から第三者名義口座に約100万円を送金し、手続きが終了したものと思い、帰宅し、翌日の3月24日、「奥さんの分の手続きがまだ終わっていません。」旨言われ、前記ATMに行くよう指示され、同様の方法でATMを操作し、被害者名義口座から第三者名義口座に約100万円を送金し、その後、帰宅、さらに、3月27日にも「ATMの誤操作があって、手続きが完了していない」旨言われ、同ATMで、同様の方法でATMを操作し、約100万円を送金し、3回にわたり合計約300万円を送金し、だまし取られたものである。
㉕	被害者方に区役所保健課の職員と名乗る男から「保険料の払戻金があります。50万円以上預金している口座は持っていますか。」旨の電話があり、取引銀行を教えると、「信用金庫から電話があります」旨言われ、電話を切り、さらに信用金庫職員と名乗る男から「自宅近くにスーパーマーケットがあります。スーパーマーケットのATMで振込手続きをします。」旨言われ、同ATMに行き、同所において相手から架かってきた電話でATMの操作方法の教示を受けながら操作し、2回にわたり約50万円と約44万円、合計約94万円を第三者名義口座に送金しだまし取られたものである。

## 2 その他の特殊詐欺

### (1) 受理状況

発生種別	発生日	受理日	被害額 (円)	手段	被害者 性別	被害者 年齢
なし						

(2) 被害の概要



3 特殊詐欺累計

種別/区分	認知件数		増減数	増減率	被害総額(円)		増減額	増減率
	H29.1~3	H28.1~3			H29.1~3	H28.1~3		
特殊詐欺	41	33	8	24.2%	76,603,870	81,626,165	-5,022,295	-6.2%
振り込み詐欺	41	31	10	32.3%	76,603,870	81,366,165	-4,762,295	-5.9%
オレオレ	12	21	-9	-42.9%	40,940,000	69,774,000	-28,834,000	-41.3%
架空請求	7	6	1	16.7%	9,182,000	7,115,000	2,067,000	29.1%
融資保証金	3	0	3	-	3,235,000	0	3,235,000	-
還付金等	19	4	15	375.0%	23,246,870	4,477,165	18,769,705	419.2%
その他の特殊詐欺	0	2	-2	-100.0%	0	260,000	-260,000	-100.0%
金融商品等取引	0	1	-1	-100.0%	0	150,000	-150,000	-100.0%
交際あっせん	0	0	0	-	0	0	0	-
ギャンブル	0	1	-1	-100.0%	0	110,000	-110,000	-100.0%
その他	0	0	0	-	0	0	0	-

(暫定値)

※ 被害額は、キャッシュカード詐欺後のATM引出(窃取)額を含む